

2026 年度 奨学金案内 訂正表

更新日：2026 年 1 月 8 日

訂正番号	該当箇所	奨学金案内の表記	訂正内容														
1	p.14	支援基準 「1 家計」における収入基準表 収入基準 <table><thead><tr><th>基 準</th><th>認定区分</th></tr></thead><tbody><tr><td>学生本人と生計維持者の市町村民税所得割額が非課税であること^①</td><td>第Ⅰ区分</td></tr><tr><td>学生本人と生計維持者の支給額算定基準額^②の合計が100 円以上 25,600 円未満であること。</td><td>第Ⅱ区分</td></tr><tr><td>学生本人と生計維持者の支給額算定基準額^②の合計が25,600 円以上 51,300 円未満であること。</td><td>第Ⅲ区分</td></tr><tr><td>学生本人と生活維持者の支給額算定基準額^②の合計が 51,300 円以上 154,500 円未満の世帯のうち、以下のいずれかの基準を満たすこと。</td><td>①第Ⅳ区分（多子世帯）</td></tr><tr><td>①多子世帯（子供3人以上を扶養）</td><td>②第Ⅳ区分（理工農系）</td></tr><tr><td>②理工農系の学部・学科に所属する学部生</td><td></td></tr></tbody></table>	基 準	認定区分	学生本人と生計維持者の市町村民税所得割額が非課税であること ^①	第Ⅰ区分	学生本人と生計維持者の支給額算定基準額 ^② の合計が100 円以上 25,600 円未満であること。	第Ⅱ区分	学生本人と生計維持者の支給額算定基準額 ^② の合計が25,600 円以上 51,300 円未満であること。	第Ⅲ区分	学生本人と生活維持者の支給額算定基準額 ^② の合計が 51,300 円以上 154,500 円未満の世帯のうち、以下のいずれかの基準を満たすこと。	①第Ⅳ区分（多子世帯）	①多子世帯（子供3人以上を扶養）	②第Ⅳ区分（理工農系）	②理工農系の学部・学科に所属する学部生		(誤) 「生活維持者の」 ⇒ <u>(正) 「生計維持者の」</u>
基 準	認定区分																
学生本人と生計維持者の市町村民税所得割額が非課税であること ^①	第Ⅰ区分																
学生本人と生計維持者の支給額算定基準額 ^② の合計が100 円以上 25,600 円未満であること。	第Ⅱ区分																
学生本人と生計維持者の支給額算定基準額 ^② の合計が25,600 円以上 51,300 円未満であること。	第Ⅲ区分																
学生本人と生活維持者の支給額算定基準額 ^② の合計が 51,300 円以上 154,500 円未満の世帯のうち、以下のいずれかの基準を満たすこと。	①第Ⅳ区分（多子世帯）																
①多子世帯（子供3人以上を扶養）	②第Ⅳ区分（理工農系）																
②理工農系の学部・学科に所属する学部生																	